

○令和 7 年度大府市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 大府市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和 7 年 1 月 1 日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1 万円に、その者の令和 5 年 12 月 31 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 48 万円を超える者

(3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第

3 2 条第 3 項及び第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 3 2 条第 4 項及び第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者である者

- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第 1 項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度個人住民税所得割額が零でない者
- (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
- (3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員
（支給額）

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

3 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第 1 項第 1 号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。ただし、扶養控除等の調査対象者、住民登録外課税者及び税額更正等のある者で、市長が認める者については、この限りでない。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できるものに対して、同項第1号に規定する者にあつては大府市定額減税補足給付金（不足額給付）支給決定通知書（第1号様式。以下「通知書」という。）により、第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者にあつては大府市定額減税補足給付金（不足額給付）支給決定通知書（専従者・合計所得金額48万円超）（第2号様式。以下「通知書（専従者等）」という。）により、調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

(1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者

(2) 調整給付金（当初給付分）、低所得世帯生活支援特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、特別定額給付金等の過去の給付金の振込口座情報を取得できた者

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、所定の届書による受給の辞退又は振込口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届書の提出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。

（確認書等による支給）

第7条 前条第1項各号のいずれにも該当しない者であつて、第3条第1項第1号に規定するものは、大府市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書（第3号様式。以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、令和6年1月1日時点で本市に住所を有しない者のうち、本市で令和6年度個人住民税課税台帳がない者については、調整給付金（不足額給付分）申請書（第4号様式）を提出するものとする。

2 前条第1項各号のいずれにも該当しない者であつて、第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定するものは、大府市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書（専従者・合計所得金額48万円超）（第5号様式）を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、令和6年1月1日時点で本市

に住所を有しない者のうち、本市で令和 6 年度個人住民税課税台帳がない者については、調整給付金（不足額給付分）申請書（専従者・合計所得金額 4 8 万円超）（第 6 号様式）を提出するものとする。

- 3 第 1 項又は前項に規定する確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、郵送又は本市の窓口での提出により行い、支給は確認書等の提出者（以下「提出者」という。）から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。ただし、提出者が金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に居住している等の理由により支給が困難な場合は、市長が別に定める方法により支給するものとする。
- 4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 5 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から確認書送付先変更届（第 7 号様式。以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。
- 6 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを所持している者は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国が整備するシステムを通じて本市に電子申請し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

（代理による確認書等の提出・受給）

第 8 条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第 9 条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 確認書等の提出期限は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日とし、届出書の提出期日は、届出書の提出期日欄に記載された年月日とする。

（支給の決定）

第 1 0 条 市長は、第 7 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第11条 市長は、給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

〒

大府市長 岡村 秀人

様

通知書番号	-
発行年月日	

令和6年分の所得税(実績額等)及び令和6年度の個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
本給付金を受給するための申請手続きは必要ありません。なお、辞退等の連絡がない場合は、支給内容、支給に同意したものとみなします。

支給予定	[支給方法]	口座振込
	[支給予定日]	令和〇年〇月〇日
	[支給口座]	金融機関名: 〇〇銀行
		支 店 名: 〇〇支店
		口 座 情 報: 普通 〇〇〇〇 (一口座名義人—) ※個人情報保護のため、口座の下3桁を*で表示しています。
	[支給金額]	〇 〇 〇 円

不足額給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額(③) (①+②)
	円	+ 円	= 円
	注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		↓ 令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ) 円
支給額	令和7年の 所要額(④)	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年)	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	円	- 円	= 円
		↑ 注)調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合等 は、給付があったものとみなしています。	

【誓約事項】以下の全ての誓約事項について確認してください。
なお、連絡がない場合は、以下の事項を確認したものとみなします。意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求め
るほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ①令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。(令和5年
所得について未申告の方のみ)
- ②令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年
度分個人住民税所得割額の修正(非課税⇒課税)をしていません。(※している場合、調整給付金(不足
額給付分)の支給対象とならない場合があります。)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令
和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給
額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

※お示ししている支給額の根拠となる金額について、ご不明な点や疑問点がありましたら、定額減税補足
給付金専用ダイヤル(☎0562-85-3662)までご連絡ください。

大府市定額減税補足給付金(不足額給付)支給決定通知書
(専従者の方・合計所得金額が48万円超の方)

〒

大府市長 岡村 秀人

様

通知書番号	-
発行年月日	

本通知は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、以下の方に送付しています。
●令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
・青色事業専従者 または 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円が支給されます。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円となります。

【支給要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
 - ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

本給付金を受給するための申請手続きは必要ありません。なお、辞退等の連絡がない場合は、支給内容、支給に同意したものとみなします。

支給予定	[支給方法]	口座振込
	[支給予定日]	令和〇年〇月〇日
	[支給口座]	金融機関名: 〇〇銀行
		支 店 名: 〇〇支店
		口 座 情 報: 普通 〇〇〇〇(一口座名義人—)
		※個人情報保護のため、口座の下3桁を*で表示しています。
	[支給金額]	〇 〇 〇 円

【誓約・同意事項】以下の全ての誓約・同意事項について確認してください。
なお、不同意等の連絡がない場合は、本誓約・同意事項に了承したものとみなします。

- ①については、いずれにも該当しません。
- ①・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した
- ②調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

※お示ししている支給額の根拠となる金額について、ご不明な点や疑問点がありましたら、定額減税補足給付金専用ダイヤル(☎0562-85-3662)までご連絡ください。

①大府市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書

大府市長 岡村 秀人

確認書提出期日 令和7年10月31日(金)必着

※上の「確認書提出期日」までに同封の返信用封筒で返送してください。

〒

様

職員記載欄

受付年月日

受付
番号

受付

要件1

要件2

要件3

口座

支払

確認書番号

-

発行年月日

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(注:当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税(実績額等)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和7年10月31日(金)までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

支給
予定

[支給方法] 口座振込

[支給予定日] 確認書を受理した日からおよそ1か月後

[支給口座] 別紙2又は3で指定のあった口座

[支給金額] ○ ○ ○ 円

不足額給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①) 円	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額(②) 円	控除不足額(③) (①+②) = 円
	注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ) 円
支給額	令和7年の 所要額(④) 円	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) 円	調整給付金(不足額給付分) 支給額 = 円
	注)調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合等は、給付があったものとみなしています。		

【誓約事項】全ての誓約事項について確認してください。

①令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。(令和5年所得について未申告の方のみ)

②令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正(非課税⇒課税)をしていません。(※している場合、調整給付金(不足額給付分)の支給対象とならない場合があります。)

※お示ししている支給額の根拠となる金額について、ご不明な点や疑問点がありましたら、定額減税補足給付金専用ダイヤル(☎0562-85-3662)までご連絡ください。

※記入された内容について、市から確認の連絡をする場合があります。
※確認内容が誤っていた場合には、支給した給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の確認をした場合には、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

この給付金を受給しない場合(受取りを辞退する場合)には、下の□に×印を記入してください。

☐

辞退確認

私は、給付金を受給しません。

上記及び添付書類の記入内容に間違いありません。

氏名

確認日

令和

年

月

日

連絡先
電話番号

-

-

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
大府 市長殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
第3号様式の確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、本市において支給要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に通知を送付します。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、
下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入はありません。

1. 申請者

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
		支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は定額減
税補足給付金ダイヤル(電話0562-85-3662)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、
令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部
分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の

②大府市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書
(専従者の方・合計所得金額が48万円超の方)

大府市長 岡村 秀人

確認書提出期日 令和7年10月31日(金)必着

※上の「確認書提出期日」までに同封の返信用封筒で返送してください。

受付年月日

〒

様

職員記載欄

受付
番号

受付

要件1

要件2

要件3

口座

支払

確認書番号

-

発行年月日

本通知は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、以下の方に送付しています。

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

以下の内容を確認して、令和7年10月31日(金)までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

支給
予定

[支給方法] 口座振込

[支給予定日] 確認書を受理した日からおよそ1か月後

[支給口座] 別紙2又は3で指定のあった口座

[支給金額] ○ ○ ○ 円

【誓約・同意事項】全ての誓約・同意事項について確認してください。

①下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円が支給されます。本市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円となります。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

②については、いずれにも該当しません。

②・令和6年度に実施された定額減税の対象であった

- ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
- ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

③調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

※お示ししている支給額の根拠となる金額について、ご不明な点や疑問点がありましたら、定額減税補足給付金専用ダイヤル(☎0562-85-3662)までご連絡ください。

※記入された内容について、市から確認の連絡をする場合があります。
※確認内容が誤っていた場合には、支給した給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の確認をした場合には、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

この給付金を受給しない場合(受取りを辞退する場合には、下の□に×印を記入してください。

☐

辞退確認

私は、給付金を受給しません。

上記及び添付書類の記入内容に間違いありません。

氏名

確認日

令和

年

月

日

連絡先
電話番号

-

-

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
大府
市長殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
第4号様式の確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

- ☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**^(※)が支給されます。本市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円となります。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
				署名
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。			本人氏名	

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通		
		支店コード	2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、定額減
税補足給付金ダイヤル(電話0562-85-3662)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面中段)
☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
☐ 振込口座(裏面上部)
☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご利用ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写
し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部
分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。



「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

（公金受取口座制度とは）
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書等 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書等の送付を希望する方など向け)

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
大府
市区町村長殿

市区町村
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書等の送付を希望する方などが使用するものです。
第3号様式又は第4号様式(確認書等)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書等に記入・返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、本市において支給要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書等を送付します。給付金の受給には、確認書等の提出が必要です。

提出期限 令和7年〇月〇日(〇)必着

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () 署名
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分) 支給確認書等送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書等 送付先変更届』

※必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を
本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書等を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付